

許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処
分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱
(案)の概要

1 改正理由

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の改正に伴い、この要綱の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

高校教育課の所掌事務の一部を教育総務課施設厚生室に移管することに伴う規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第17号

許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めるものとする。

令和7年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱

許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱（平成6年9月29日制定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
審査基準及び標準処理期間（特定事項）				審査基準及び標準処理期間（特定事項）			
組 織 名	法令名	許認可等	審査基準	標準処理期間		標準処理期間	經由 機関
				行政庁	行政庁		
教 育 総 務 課	省略						
施 設 厚 生	1 県立 学校に おける 授業料	1 授業料の 減免（第11 条第1項）	1 愛媛県 立高等学 校授業料 減免審査	30日			

室

その他
の費用
の徴収
条例

<u>基準（平成8年3月19日制定）</u> <u>2 県立高等学校における授業料減免について</u> <u>（昭和51年4月8日付け教高第382号教育長通知）</u>		
<u>2 学資の支弁が困難と認められる者に対する入学選考料、編入試験料、入学金及び寄宿舎使用料の免除（第11条第1項）</u>	<u>7日</u>	

省 略	省 略	3 全月寄宿 しない者に 対する寄宿 舎使用料の 免除（第11 条第3項）	二	7日	
		2 県立 高等学校 における通 信教育 入学料、受 講料及び聴 講料の徴 収条例	二	7日	
		省 略	省 略		

省 略	高 校	教 育 課	省 略	3 県立 学校に おける 授業料 その他 の費用	1 授業料の 減免（第11 条第1項）	1 愛媛県 立高等学 校授業料 減免審査 基準（平 成8年3	30日				
省 略	高 校	教 育 課	省 略	3 県立 学校に おける 授業料 その他 の費用	1 授業料の 減免（第11 条第1項）	1 愛媛県 立高等学 校授業料 減免審査 基準（平 成8年3	30日				

の徴収
条例

月 19 日 制 定) 2 県立高 等学校に おける授 業料減免 について (昭和 51 年 4 月 8 日 付け教 高第 382 号 教育長通 知)		
2 学資の支 弁が困難と 認められる 者に対する 入学選考 料、編入試 験料、入学 金及び寄宿 舎使用料の 免除 (第 11 条第 1 項)	二	7 日
3 全月寄宿 しない者に	二	7 日

[illegible]

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

議案說明

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の改正に伴い、この要綱の一部を改正しようとするものである。